

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第五項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（令和六年三月二十一日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

令和六年四月一日

広島県監査委員 沖井 純

同 山下 智之

同 奥 兆生

同 三田 利江子

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和6年3月21日

広島県監査委員	沖井純
同	山下智之
同	奥兆生
同	三田利江子

第1 監査の請求

1 請求人
略

2 請求書の提出日
令和6年1月25日

3 請求の要旨

請求人から令和6年1月25日に提出された措置請求書及び事実証明書等の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) A氏との関係について

広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長の地位にありながら、横浜市立中学校校長時代から懇意な関係にあったA氏に利益を与える目的で、平成30年度から令和4年度までの間、18の県立高等学校が図書館リニューアルを行う際に、同氏の商品を購入するように教育委員会事務局に働きかけ、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）に反し、随意契約により同氏の商品を販売する法人Bとの間で、計78件の商品売買契約を締結させ、代金計453万円を支払わせた。

(2) C社との関係について

教育長は、教育長の地位にありながら、横浜市立中学校校長時代からC社のD代表取締役と懇意な関係にあったため、同社に利益を与える目的で、同社が手がけるプロ

グラムを研修に取り入れるよう教育委員会事務局に指示し、令和元年から令和4年度までの間、教育研修など12件について委託契約を締結させ、計3,974万円を支払わせたほか、同氏や同社社員に対し謝金及び旅費名目で計422万円を支払わせた。

(3) (1)、(2)の違法性について

ア 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第13条第1項により「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」とされ、教育委員会事務局の事務を統括し教育委員会の職員を指揮監督する立場にあり、部下の職員が違法及び不当な職務をしないように日常的に監督・監視する義務がある。

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とし、同法第32条は「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と定めており、教育長も地方公務員としてこれらの義務を負うべき者である。

ウ 法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しており、教育長は最大の注意力をもって、最少の経費で最大の効果を挙げるように努める義務があり、この義務は通常の公務員が業務遂行において求められる善良な管理者としての注意義務よりも、より高度な義務となるはずである。

エ 教育長はこれらの義務があるにもかかわらず、A氏及びC社に利益を与える目的をもって、教育委員会事務局に指示して本件請求に係る売買契約及び委託契約を締結させ、代金を支払わせており、これらの行為は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）第8条に反し、教育長の権限を濫用したものである。

オ 法第234条第1項及び第2項では、契約の締結は一般競争入札によることを原則としており、本件請求に係る売買契約及び委託契約も一般競争入札により選定すべきものであったにもかかわらず、教育委員会事務局職員を通じて随意契約で各契約を締結させ、代金を支払わせたもので違法である。

よって、教育長は、上記の違法行為に基づく損害賠償責任がある。

カ また、広島県知事（以下「知事」という。）は、教育長を任命した任命責任及び指導監督責任を怠った不法行為責任が認められる。

キ 広島県は、計4,849万円について、教育長及び知事に対し損害賠償請求権を有しているが、知事はこの請求を怠っている。

4 講ずべき措置について

本件請求に係る売買契約及び委託契約を違法に締結させたいえ、上記記載の公金を支出させた教育長、及びこれらの最終権限者である知事に計4,849万円の損害賠償請求または支払い命令をすること。

5 請求の要件審査等

本件請求のうち、令和5年1月25日以前に支出したものについては、支出の日からすでに1年を経過している。

この点、請求人は陳述の際に、本件請求が支出の日から1年を経過した理由として、この問題については以前から把握していたが、本件請求に係る商品の購入額など具体的な金額がわかっておらず、令和5年12月の中国新聞の記事によって具体的に知ったことから本件請求を行った、と述べた。

しかし、最高裁判所平成10年（行ツ）69号／平成10年（行ツ）70号同14年9月12日第一小法廷判決では、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであり、報道から85日を経過して初めて監査請求をしたものであるとすれば、上記の相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとしている。

図書館リニューアルに係る商品の購入等については、令和4年12月8日付け中国新聞により、A氏関連商品の購入金額は記載されていないものの、本や備品、装飾品を購入していることは報道されている。

また、C社に係る委託契約や謝金及び旅費については、令和4年12月16日付け中国新聞により、教員研修等の委託料、研修講師等に係る報償費や旅費を支払ったことが報道されている。

そのため、遅くとも令和4年12月頃には、相当の注意力をもって調査すれば、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

これらのことからすると、本件請求のうち、公金の支出、契約の締結又は履行のあった日若しくは終わった日から一年を経過したものについては、相当な期間内にされたものではなく、正当な理由があるとは認められない。

その余の以下のものについては支出から一年が経過していないことから、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

①海田高等学校における図書館リニューアルに係る令和5年2月16日及び3月13日に契約したブックコートフィルムの購入（以下「本件売買契約」という。）

②C社に対する令和4年度実施の Entrepreneurship Essential プログラム実施業務委託（以下「本件委託契約」という。）

③C社に対する令和5年1月6日及び1月12日に行った「令和4年度これからの商業教育の在り方検討に係るオンライン会議」に係る謝金（以下「本件謝金」という。）

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 本件売買契約は違法又は不当なものであったか。
- (2) 本件委託契約は違法又は不当なものであったか。
- (3) 本件謝金の支払いは違法又は不当であったか。
- (4) 県に財産上の損害が発生したか。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和6年2月15日に、請求人の陳述の聴取を行った。

請求人は、本件請求を行った理由等について陳述した。

また、陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき教育委員会事務局を立ち合わせた。

請求人は、意見陳述の中で、次のように述べた。

(1) 本件請求について

ア 教育予算は学校を中心として、子供たちの成長のために、公平、公正に使用されるべきである。しかし、学校現場の実態に合っていないものに教育予算が使われている。

イ 図書館リニューアルでは、教育長の知り合いの関連商品を一方的に購入させている。

ウ C社との関係では、教育長は職員の倫理について指導する立場であるにもかかわらず、教育長と個人的に親交のある相手方が契約当事者となっており、相手方企業の社長が教育長の自宅に宿泊したという事実だけでも契約の妥当性が疑問視されるのは当然である。

エ いずれも、規則で原則禁止されている一者随意契約により行われ、教育長と親交のある法人、企業に教育委員会の事業を丸投げしている。

(2) 1年の経過について

本件請求に係る問題については以前から把握していたが、商品の購入額など具体的な金額がわかっておらず、具体的に知ったのが令和5年12月12日の中国新聞の報道によってであった。

3 監査の対象機関

法第242条第5項の規定に基づき、令和6年2月22日に教育委員会に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 教育長について

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律について

教育長は地教行法第13条第1項により、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

イ 地方公務員法における義務について

教育長は特別職（地方公務員法第3条第3項第1号）であり、地方公務員法が定める職員としての法的義務を負わない（同法第4条第2項）。

ウ 地方自治法について

法第2条第14項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針を定めたものであり、教育長はその職務遂行に当たり、当該指針の趣旨に留意すべきである。

(2) 図書館リニューアルに係る物品の購入について

ア 図書館リニューアルについて

教育委員会では、広島県版「学びの変革」アクションプランに基づく「主体的な学び」の充実に向けた取組の一つとして学校図書館の積極的な活用を促すため、図書館資料の購入、廃棄、管理等に関するノウハウの蓄積を行うとともに、図書館利活用の計画作成に基づいて、各教科や総合的な学習の時間の学習活動の趣旨における図書館資料の活用を目指し、有識者であるA氏の指導・助言を受け、図書館リニューアルを実施した。

監査対象である海田高等学校は、令和4年度に図書館リニューアルを実施した。

イ 物品の購入について

図書館環境の整備に当たっては、図書館用品を取り扱う複数の事業者から物品等を購入している。法人Bは、図書館環境の整備に係る事業を展開するとともに、図書館環境整備に必要な用品についても幅広く取り扱っており、図書館リニューアルにおいても、法人Bから物品等を購入している。

ウ 官製談合防止法違反について

官製談合防止法第8条違反となるには、「入札等により行う売買、賃借、請負その他の契約の締結に関し」で行われた「当該入札等の公正を害すべき行為」でなければならないが、一者随意契約は競争入札の実質を備えているとは言えないから、同条の「入札等により行う売買、賃借、請負その他の契約」には当たらない。

そもそも、教育長が、A氏に利益をもたらす目的をもって、同氏の商品を購入するように教育委員会事務局の職員に指示して本件売買契約を締結させた事実はない。

エ 一者随意契約について

本件売買契約は、いずれも随意契約をすることができる場合について定める規則第29条に規定する額の範囲内であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号による随意契約を締結することができるものである。

図書館環境の整備に当たっては、図書館用品を取り扱う複数の事業者から物品等を購入しており、今回請求のあった法人Bは、図書館環境の整備に係る事業を展開するとともに、図書館環境の整備に必要な用品についても幅広く取り扱っている。

法人Bからの物品購入について、相手方の選定に問題はなく、違法・不当の問題は生じない。

オ 財産上の損害について

本件売買契約は市場価格によるものであるから、県に財産上の損害は発生していない。

(3) C社との委託契約について

ア C社について

C社は、企業教育CSR（Corporate Social Responsibility）や官公庁・自治体の教育施策へのコンサルティング事業を通じて、産業界と教育界をつなぐ次世代教育に取り組む企業である。

イ 官製談合防止法違反について

本件委託契約は、一者随意契約によるが、官製談合防止法第8条違反となるには、「入札等により行う売買、賃借、請負その他の契約の締結に関し」て行われた「当該入札等の公正を害すべき行為」でなければならない。一者随意契約は競争入札の実質を備えているとは言えないから、同条の「入札等により行う売買、賃借、請負その他の契約」には当たらない。

そもそも、教育長が、C社に利益をもたらす目的をもって、教育委員会事務局の職員に指示して本件委託契約を締結させた事実はない。

ウ 一者随意契約について

本件委託契約は、施行令第167条の2第1項第2号による随意契約である。

この事業は、米国のNPO法人である法人Nが提供しているアントレプレナー育成のためのPBL型カリキュラムであるEntrepreneurship Essentialプログラム（以下「EEプログラム」という。）の内容を、日本の商業高等学校向けにローカライズした教材を開発し、「10年後の広島を支える新たなビジネスの立案」をテーマにした授業を、主に商業高校等において実施するものである。

EEプログラムを実施するためには、EEプログラムの使用許諾が必要であるが、日本国内において、当該使用許諾を得ている事業者はC社のみであり、法人Nの日本エージェントとしてEEプログラムの国内での実践校に対する事務局等を務めている

ることから、業務を遂行するに当たっての必要な専門知識及び技術を有している。

令和4年度に実施した本件委託契約による事業は、令和3年度から引き続き実施する2年目の事業であり、他の事業者との比較を検討するものではなく、当該事業者を随意契約の相手方として選定することについて、違法・不当の問題は生じない。使用許諾を得ている事業者は全国でもC社のみであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものであり、随意契約によることについて違法・不当の問題は生じない。

エ 財産上の損害について

当該業務は適切に履行され、契約の相手方の役務は完了していることから、県に財産上の損害は発生していない。

(4) 本件謝金について

ア 選任について

D氏を指導・助言者として選定したのは、同氏が文部科学省中央教育審議会の委員であったこと及び他県でのコンサルティング実績や委託事業の実績を多数有していることから、「これからの学校教育で必要となる資質・能力の育成をめざした学び」への本質的理解と必要性の視点をもっているとともに、本県が実施する他の事業にも関わりがあり、本県が目指す「学びの変革」を一体的に推進できると判断したためである。

イ 財産上の損害について

本件謝金は、令和4年度予算単価表による適正な額であり、県に財産上の損害は発生していない。

第3 監査の結果

1 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 本件売買契約について

県は、令和4年度、海田高等学校において図書館リニューアルを実施し、リニューアルに必要な物品として、次のとおり図書の表面の保護に使用するブックコートフィルムを法人Bから購入した。

契約日	金額	納品日	支払日
令和5年2月16日	27,390円	令和5年2月20日	令和5年3月6日
令和5年3月13日	45,650円	令和5年3月17日	令和5年3月31日

本件売買契約は、施行令第167条の2第1項第1号の規定により一者随意契約によ

り行われた。

(2) 本件委託契約について

県は、令和4年4月1日付けでC社との間で本件委託契約（契約額7,610,000円（消費税及び地方消費税を含む））を締結した。

本件委託契約は、施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約により行われた。

業務の内容は、EEプログラムの実施に係るコンサルティング、プログラム実施対象校に対するプログラム実施サポート、教員研修の実施等とされた。

令和5年3月31日付けでC社から業務委託完了通知書が提出され、同日、県は検査（履行確認）を行い、4月10日にC社に検査結果を通知するとともに、5月1日に委託料7,610,000円を支払った。

(3) 本件謝金について

県は、令和4年12月に、これからの商業教育の在り方を検討するにあたり、各学校の実態等について聞き取りを行ったうえで、今後の取組等の方向性及び事業内容について共有する必要があるため、学校とのオンライン会議を開催することとし、会議における指導・助言者としてD氏を選定した。選定理由は、D氏は中央教育審議会の委員であり、「これからの学校教育で必要となる資質・能力の育成をめざした学び」への本質的な理解と必要性の視点を持っていることであった。

謝金の額について、D氏はC社代表取締役であり、幅広く専門的な知見を有することを理由に令和4年度予算単価表における大学教授級の単価を用いることとした。

会議は令和5年1月6日及び1月12日に開催され、県は、1月26日に謝金として11,500円を支払った。

2 判断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) 教育長について

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律について

請求人は、教育長は地教行法第13条第1項の規定により、教育委員会事務局の事務を統括し教育委員会の職員を指揮監督する立場にあり、部下の職員が違法及び不当な職務をしないように日常的に監督・監視する義務があると主張する。

この点、同条の「教育委員会の会務を総理する」との規定は、「教育委員会の会務を主宰する」、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」ことを意味すると解されている。

イ 地方公務員法について

請求人は、教育長は地方公務員法第30条、第32条による義務を負うと主張する。

しかし、教育長は同法第3条第3項第1号に定める特別職であり、同法第4条第2項では「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」と規定されていることから、同法が定める職員としての義務は負わないと解される。

ウ 地方自治法について

請求人は、法第2条第14項により、教育長には高度な注意義務があると主張する。

しかし、同項は地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針を定めたものである。地方自治運営の基本原則を規定したものであるとして、留意する必要があるが、教育長に対し特別に高度な注意義務を課すものではない。

(2) 本件売買契約について

ア 随意契約について

請求人は、契約締結は一般競争入札の方法によることを原則としているにもかかわらず、随意契約方式により締結したことは違法であると主張する。

海田高等学校の図書館リニューアルにおいて、法人Bからブックコートフィルムを一者随意契約により購入しているが、規則第29条では、財産の買入れは予定価格が1,600,000円を超えないときは随意契約によることが可能とされている。

また、規則第32条では、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないとされるが、予定価格が5万円未満の場合には、見積書の徴取を省略できるとされている（物品契約事務に係る運用指針）。

本件売買契約の予定価格はいずれも5万円未満であり、一者随意契約によることができる場合に当たる。

よって、本件売買契約を随意契約により締結したことは違法又は不当ではない。

イ 官製談合防止法について

請求人は、教育長が、A氏に利益をもたらす目的をもって、同氏の関連商品を法人Bから購入するように教育委員会事務局に指示したことから、官製談合防止法第8条に反すると主張する。

官製談合防止法第8条は「入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結」について「当該入札等の公正を害すべき行為を行った」場合について規定する。この「入札等」は同法第2条第4項により、「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」をいうが、見積合わせ等を行わない一者随意契約は、この方法には当たらないため、同法第8条違反とは言えない。

また、監査を実施した限りにおいて、本件売買契約について、請求人が主張するような教育長から教育委員会事務局に対する指示は確認できなかった。

(3) 本件委託契約について

ア 随意契約について

請求人は、契約締結は一般競争入札の方法によることを原則としているにもかかわらず

ならず、随意契約方式により締結したことは違法であると主張する。

本件委託契約は、施行令第167条の2第1項第2号により一者随意契約で締結している。同号は、随意契約ができる場合として、契約の性質又は目的が競争に適さないものをするときと規定している。

県では、令和元年度以降、アントレプレナーシップ教育の充実に向けた検討を行い、商業高等学校に適したプログラムとして、EEプログラムを選定した。

このプログラムは令和3年度から実施されており、本件委託契約は、このプログラムを令和3年度に引き続き、令和4年度も実施するものであるが、元は米国のNPO法人である法人Nが提供しているプログラムであり、国内ではC社のみが使用許諾を持つものである。そのため、継続して実施する場合には、契約の性質又は目的が競争に適さないものと認められる。

また、令和3年度のプログラム選定に当たっては、アントレプレナーシップ教育についての他のプログラムと比較検討を行った結果、内容の専門性、実施時間数、発表機会の有無などから、EEプログラムが、県が育成を目指す資質、能力の方向性と合致していると判断して決定したものと認められる。

よって、本件委託契約は一者随意契約ができる場合に当たることから、違法又は不当なものとは言えない。

イ 官製談合防止法について

請求人は、教育長が、C社に利益をもたらす目的をもって、同社が手がけるプログラムを研修に取り入れるように教育委員会事務局に指示したことから、官製談合防止法第8条に反すると主張する。

官製談合防止法第8条は「入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結」について「当該入札等の公正を害すべき行為を行った」場合について規定する。この「入札等」は同法第2条第4項により、「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」をいうが、見積合わせ等を行わない一者随意契約は、この方法には当たらないため、同法第8条違反とは言えない。

また、監査を実施した限りにおいて、本件委託契約について、請求人が主張するような教育長から教育委員会事務局に対する指示は確認できなかった。

(4) 本件謝金について

ア 選定について

請求人は、教育長が、C社に利益をもたらす目的をもって、教育委員会事務局に指示し、公金から本件謝金を支払わせたことから、違法であると主張する。

本件謝金は、D氏が高等学校における商業教育の在り方検討に係るオンライン会議に指導・助言者として参加したことに係るものである。

指導・助言者としてD氏を選定した理由は、D氏が中央教育審議会の委員であったこと、「これからの学校教育で必要となる資質・能力の育成をめざした学び」への本

質的理解と必要性の視点をもっているためなどとされ、実際にオンライン会議の場において指導・助言を行っていることから、選任が違法又は不当とは言えない。

また、監査を実施した限りにおいて、本件謝金について、請求人が主張するような教育長から教育委員会事務局に対する指示は確認できなかった。

イ 謝金の金額について

謝金の標準的な額については、県の予算単価表に定められており、本件においては大学教授級として1時間当たり5,750円とした。大学教授級に該当するか否かについての明確な基準はないが、D氏の経歴等を踏まえれば、この額が違法又は不当に高額とは言えない。

(5) 県に財産上の損害が発生しているか。

請求人は、本件請求に係る契約は違法又は不当であるから、支払われた公金の額分の財産上の損害が発生していると主張する。

しかし、上記(2)から(4)まで述べたとおり、本件売買契約等は違法又は不当なものとは言えず、いずれも適正に履行されていると認められるため、県に財産上の損害が発生しているとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第242条の規定により棄却する。

付 記

本件住民監査請求に対する監査委員の判断は上記のとおりであるが、次のとおり意見を申し述べる。

教育長にあつては、公務に携わる者として、公正かつ公平な教育行政の運営に努めなければならず、自らや一部の利益のために、職員に対し、自らの権限又は地位に基づく影響力を行使してはならないのは言うまでもないことである。

監査を実施した限りにおいて、そのような事実は確認されなかったが、県民の信頼を損なう事態を招いたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ない。

他方、教育委員会では、本件住民監査請求以外の事案についても独自に調査を行い、その報告書においては、組織風土の問題のほか、契約に当たっての基本的なルールや事務手続が正しく理解されていないという課題も明らかにされたところである。

教育委員会におかれては、今後、県民の疑念や不信を招くことがないよう、組織風土の改善に取り組むとともに適正な事務の執行を図り、県民の信頼を回復していただくよう切に希望するものである。